

科専門医の数が少ないこと、精神科医が自殺対策に協力できる仕組みを作るべきであり、精神科に関する国民への啓発活動を行う必要がある事などを提言した。これまでの議論を元に、現状に即した有益な新大綱の策定が待たれる。有識者会議は今後、令和4年3月迄に全6回開催される予定であり、年度内に報告書(案)の提出後、パブリックコメントの実施を経て夏頃に新大綱が閣議決定される見込みである。

(常務理事 松井 隆明)

障害者虐待防止について

障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)が、平成24年10月1日に施行されてから10年になる。本法は、障害のある人に対する虐待を防止し、権利・尊厳を守ることにより、障害のある人の自立及び社会参加を促すことを目的としたもので、我々精神科医療従事者はその概要を十分に知っておく必要がある。

障害者虐待防止法の対象者は、身体障害・知的障害・精神障害(発達障害含む)・その他心身の機能に障害があり、その障害や社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活が困難な人である。障害者虐待は、①家庭内での家族等による虐待(養護者による障害者虐待)、②福祉施設での職員などによる虐待(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)、③職場での労働者による虐待(使用者による障害者虐待)の3種類に分けられている。虐待の行為類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放任(ネグレクト)、⑤経済的虐待の5種類である。また、セルフネグレクト(自己放任)といって、障害のある人が、自らの意思やその障害の状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し、生活が困難になり、他者に対して援助を求めず放置している場合には、上記の①～⑤の虐待と同様に、周囲からの積極的な支援が必要となる。

障害者虐待防止法では、医療機関には通報の義務はない。しかし、通報者の匿名性・保護について、例えば精神



科医療機関において虐待事案の内部通報があった場合には公益通報者保護法が適用される。公益通報者保護法では、匿名の通報であっても真実相当性(例えばその職員しか知り得ないような事実が含まれている等)が認められれば保護される。また、虐待事案では管轄する保健所への通報が想定されるが、公務員には守秘義務が課せられているので、通報者は匿名であっても保護の対象となる。

障害者虐待防止に関する事業を紹介する。1つは、令和2年度障害者総合福祉推進事業(指定課題42番)「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」である。障害者虐待防止法では、学校の長、保育所の長、医療機関の管理者に対して、「間接的防止措置」を講ずることを規定している。ところが、各機関が独自に行っているために、その取組み実態や概要も把握されていない。こうした現状、問題認識をもとに、学校、保育所、医療機関における障害者に対する虐待防止の実効性を高めることを目的とした事業であった。事業のなかで、精神科病院での虐待防止の取組み、日精協の「虐待防止・対応マニュアル」が取り上げられている。また、障害者虐待防止法第29～31条における、いわゆる「間接的防止措置」は、言葉の意味が曖昧なことから「各機関における虐待や不適切行為等の防止措置」という呼称に変更された。

2つ目は、現在進行中の令和3年度障害者総合福祉推進事業(指定課題28番)「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」である。精神科医療の領域では、厚労省が自治体に対して、精神科医療機関における虐待防止等の取組み事例を周知する(令和2年度42番事業)など、虐待が疑われる事案の発生防止や早期発見の取組み強化に努めている。事業の目的は、精神科医療機関等における医療従事者を対象とした虐待事案発生防止のための啓発資料を作成し、その資料を医療機関が虐待防止にかかる取組み強化のための研修等に活用することである。日精協の2つの会員病院から、虐待防止の取組みの好事例が収集されている。

昨今、精神科病院で起こった事例から虐待防止の取組みが注視されているところである。日精協で作成した「虐待防止・対応マニュアル」は、虐待防止の運用に大変役立つので、是非ご活用戴きたい。

(理事 中島 公博)

抗精神病剤
創薬 処方箋医薬品(注意-医師等の処方箋により使用すること) 薬価基準収載

シクレスト® 舌下錠
5mg・10mg

SYCREST® SUBLINGUAL TABLETS 5mg・10mg
アセナピンマレイン酸塩舌下錠

「効能・効果」、「用法・用量」、「禁忌、併用禁忌を含む使用上の注意」、「用法・用量に関連する使用上の注意」、「禁忌を含む使用上の注意」等の詳細については、添付文書をご参照ください。

製造販売元(文献請求先及び問い合わせ先)
Meiji Seika ファルマ株式会社
 東京都中央区京橋 2-4-16
<https://www.meiji-seika-pharma.co.jp/>
くすり相談室 電話(0120)093-396、(03)3273-3539
 作成：2021.1